

18-1. 認知症施策推進計画の策定について

（１）認知症施策推進計画の策定

令和 6 年 12 月に閣議決定された認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、令和 6 年 12 月から令和 11 年度までのおおむね 5 年間を対象期間として、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方向性を定めるものである。また、基本法において、都道府県が策定するよう努めなければならないとされている「都道府県認知症施策推進計画」及び市町村が策定するよう努めなければならないとされている「市町村認知症施策推進計画」の基本となるものである。各都道府県・市町村におかれては、基本計画を踏まえ、関連する法律に基づく計画等との調和を図るとともに、認知症の人及び家族等の意見を可能な限り広く聴くよう努めながら、認知症施策推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、地域の実情や特性に即した多様な取組を実施されるようお願い申し上げる。

（２）認知症施策推進計画の策定に当たっての留意事項

基本計画の策定に当たっては、認知症施策推進関係者会議に、認知症の人とその家族等に参画いただいたところであるが、推進計画の策定に当たっても、同様に、当事者の方に参画いただき、その声を尊重しながら、認知症になってからも、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に立って、取り組んでいただくことが重要である。

また、認知症施策が総合的な取組として行われるよう、都道府県・市町村内における保健・医療・福祉・教育・地域づくり・雇用・交通・産業等の担当部局同士が緊密に連携し、それぞれが責任を持って取り組むとともに、都道府県及び市町村の関係部局が連携しながら、総合的に取組を推進することが重要である。

なお、基本計画に記載のとおり、推進計画に定める内容が、介護保険事業（支援）計画等の既存の行政計画に定める内容と重複する場合には、これらを一体のものとして策定することは差し支えないものとするなど、必要に応じて柔軟に運用できることとしているので、各都道府県・市町村におかれては、その実情に応じて推進計画を策定されるようお願いする。

特に、多くの自治体が、令和 9 年度からの第 10 期介護保険事業（支援）計画と一体的に策定する予定と承知しており、第 10 期計画の策定作業が本格化する令和 8 年度に向けて、認知症施策推進計画の策定作業についても、引き続き計画的に進めていただきたい。

（３）認知症の人とその家族等の参画の推進に向けた留意事項

認知症の人とその家族等に参画いただくためには、まずは、都道府県や市町村の行政職員が、認知症カフェに参加するなど、地域における様々な機会を捉え、認知症の人やその家族等と出会い、対話をすることで、認知症に関する知識や認知症の人への理解を深めることが重要である。

その上で、認知症地域支援推進員（以下、「推進員」という。）等が中心となって、ピアサポート活動等、地域における認知症の人やその家族等の活動を支援し、本人ミーティング等の当事者からの発信につなげていくことが重要である。

その際、認知症の人とその家族等の参画について、単なる意見聴取にとどめるのではなく、行政職員が認知症の人やその家族等の活動の現場に出向くこと等を通じて、認知症の人やその家族等と対話し、意見交換を行うことで、認識を共有することが重要である。

基本計画では、こうした取組を通じて、施策を立案・実施・評価するために、以下の観点から、都道府県や市町村が推進計画を策定することが望ましいとされている。

- ・ 「新しい認知症観」の実感的理解
- ・ 自分が認知症になってからも、安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる地域づくり
- ・ 認知症の人の自立生活や社会参加等を阻むハード・ソフト両面にわたる社会的障壁の解消と合理的配慮
- ・ 共生社会の具体的なビジョンの共有と、地域の実情や地域特性に応じた認知症施策の創意工夫

（４）認知症施策推進計画の策定に向けた支援等について

令和７年４月１日現在の自治体における認知症施策推進計画の策定状況については、都道府県の５９．６％、市町村の８８．５％が、今後の策定を予定していると回答しており、厚生労働省としても、引き続き自治体への策定支援を行っていく考え。

※「新しい認知症観」・・・

認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。